重　要　※　返還が完了するまで大切に保管してください。

ー令和４年度ー

返 還 の て び き

ーあなたの返還金が後輩の奨学金として「リレー」されます。ー

◆　奨学金は **貸　与** です。

◆　貸与終了後は，必ず **返　還** しなければなりません。

◆　返還金は，後輩達の奨学金となる **大切な資金** です。

納入期限までに必ず返還しましょう。

奨学生番号	
学　校　名 （貸与終了時）	
氏　　名	

公益財団法人　鹿児島県育英財団

もくじ

○ **返還を始める皆さんへ**・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

○ **平成30年度以前に奨学生として採用された者の流れ**・・・・・・・・・・ 2

○ **Ⅰ　借用証書及び奨学金返還明細書の提出について**・・・・・・・・・・ 3～7
【借用証書】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
【奨学金返還明細書】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
【借用証書・奨学金返還明細書の各項目】・・・・・・・・・・・・・・・ 3～7

○ **令和元年度（平成31年度）以降に奨学生として採用された者の流れ**・・ 8

○ **Ⅱ　奨学金返還明細書の確認について**・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9～11
【奨学金返還明細書交付例】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
【参考：誓約書・奨学金借用証書】・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
【奨学金返還明細書確認証記入例】・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

○ **Ⅲ　奨学金の返還について**・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12～13
1　奨学金返還の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
2　月賦返還（口座振替）額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
3　利用できる金融機関及び手数料・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
4　口座振替手続・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
5　返還残額通知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
6　返還完了通知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
7　返還金納入の督促等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
⑴　延滞利息・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
⑵　返還の督促・催告（文書・電話・訪問）　・・・・・・・・・・・ 13
⑶　滞納者への法的措置
（裁判所への支払督促申立，強制執行の申立）　・・・・・・・ 13

○ **Ⅳ　返還期限猶予について**・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

○ **Ⅴ　返還免除について**・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

○ **Ⅵ　その他の諸届について**・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
1　転居・改氏名・転籍・勤務先変更届について・・・・・・・・・・・ 15
2　連帯保証人変更届について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
3　その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

○ **【各種様式】**　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16～21
転居・改氏名・転籍・勤務先変更届・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
連帯保証人変更届・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
奨学金返還期限猶予申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
申立書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
調査書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
調査書（記入例）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

返還を始める皆さんへ

奨学金の返還は，原則として口座振替による月賦払での返還となります。

第一連帯保証人や第二連帯保証人と返還計画について話し合い，責任をもって確実に返還してください。

口座振替ができる金融機関は？

口座振替を利用できる金融機関及び契約手数料・振替手数料は次のとおりです。

取扱金融機関	契約手数料	振替手数料
鹿児島銀行　（本・支店）	無　料	１１円
南日本銀行　（本・支店）	無　料	１１円
ゆうちょ銀行（本・支店）	無　料	３３円

口座振替手続の時期 ⇒ **貸与終了後（卒業予定者は卒業前に），速やかに金融機関窓口で直接，手続を済ませてください。**

第１回目の振替日 ⇒ **貸与終了後７か月目の25日（例：３月卒業者は10月25日）です。（土日祝日の場合は翌営業日）**

第２回目以降の振替日 ⇒ **毎月25日です。（土日祝日の場合は翌営業日）**

※　口座振替日の前日までに，振替手数料を含めた額を口座へ入金してください。

Check!

返還金を滞納した場合は，延滞利息が発生します。
届け出た口座の残高不足に注意しましょう！

また，返還金の滞納が続いた場合は，本人・第一連帯保証人・第二連帯保証人に対し督促状・催告状の送付，簡易裁判所等へ支払督促申立，強制執行申立等の法的措置を行っています。

令和３年度には，１６６件の支払督促申立を行ったほか，１５件の強制執行申立（給与などの差押え）を行いました。

※　令和元年度（平成31年度）以降の新規採用奨学生については，「奨学金借用証書」の提出時期が，貸与終了後から貸与開始前に変更となりました。

【平成30年度以前に奨学生として採用された者の流れ】

貸　与　終　了
（卒業・退学・辞退等）

口座振替（月賦払）の手続

「鹿児島県育英財団奨学金返還金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」（４枚複写）を鹿児島銀行，南日本銀行又はゆうちょ銀行のうち希望する金融機関窓口へ提出し，【奨学生控】と【学校控】を受領

「借用証書・奨学金返還明細書」
及び「口座振替依頼書」【学校控】を学校へ提出

卒業予定者は，卒業前に手続を行うこと。

返還期限猶予希望者
Ｐ14

奨学金返還期限猶予申請書提出
Ｐ18～21

返還期限猶予決定

猶　予　事　由　終　了

返還開始通知を受領（返還開始約２か月前）

残高確認

返還開始

返還者が指定した口座から**毎月25日（土，日，祝日の場合は翌営業日）に振替**
Ｐ12

滞納が発生した場合
※延滞利息が発生

本人，第一連帯保証人，第二連帯保証人に対して
返還の督促・催告
↓
法的措置

返　還　完　了

【平成30年度以前に奨学生として採用された者の手続】

Ⅰ　借用証書及び奨学金返還明細書の提出について

借用金額と貸借関係の確認及び今後の返還方法を確認するための**大切な書類**ですので，**学校から指定された期日までに必ず学校へ提出**してください。

【借用証書】

１　借用金額

貸与を受けた金額です。卒業予定者は，既に貸与した金額と３月分までの貸与予定額を合計した金額となっています。

【奨学金返還明細書】

１　月賦返還回数，月賦返還額，最終月賦返還額

それぞれの貸与総額に応じて計算してあります。

２　本人の卒業後の住所

返還開始通知や残額通知等を送付しますので，正確に記入してください。

卒業後の住所が決まっていない人は，父母又はこれに代わる人（必ず連絡がとれる人）の住所及び電話番号を記入してください。

３　本人の卒業後の勤務先（進学先）名，住所

正確に記入してください。

卒業後の勤務先や進学先が決まっていない人は，空欄にせず，未定である旨を記入してください。

住所や勤務先（進学先）が決まったり，変更になった場合は，速やかに財団に「転居・改氏名・転籍・勤務先変更届」（別紙様式Ｐ16）を提出してください。

【借用証書・奨学金返還明細書の各項目】

１　第一連帯保証人

あなたや第二連帯保証人と連帯して返還する責任を負います。

原則として父母です。父母(親権者)がいない場合は，兄姉(成年者）等これに代わる者にしてください。

※　未成年者や自己破産者(免責になった者も含む。)など，保証能力がない者は連帯保証人にはなれません。

２　第二連帯保証人

あなたや第一連帯保証人と連帯して返還する責任を負います。

あなたや第一連帯保証人とは別生計である成年者でなければなりません。

※　未成年者や自己破産者(免責になった者も含む。)など，保証能力がない者は連帯保証人にはなれません。

３　親権者

親権者は，原則として父母です。あなたが未成年者（借用証書に記入する日付時点）の場合のみ，記入が必要です。

親権者が第一連帯保証人と同一人でも，必ず署名・押印してください。

４　後見人

親権者（父母）がいない場合は，記入が必要です。裁判所の手続によって定められた，父母に代わって親権を行う人（これを未成年後見人といいます。）です。

借用証書記入例

☆　黒か紺のボールペンで記入すること。（鉛筆や消せるボールペンは不可）

☆　本人，第一連帯保証人，第二連帯保証人，親権者及び後見人は，**必ず各自が署名し，各自の印鑑を押印すること。**（シャチハタ，スタンプ印不可）

☆　**第一連帯保証人及び第二連帯保証人の印鑑は実印とし，いずれも，印鑑登録証明書（提出日の３か月以内に発行されたもの）を添付**すること。

☆　記入事項を訂正するときは，誤った部分を二本線で消して，各自の印を押印し，上部に正しい事項を記入すること。**（修正液の使用や，用紙を削って訂正することは不可）**

　ただし，第一連帯保証人，第二連帯保証人を違う人に訂正する場合は，全員の印を押印すること。

第一連帯保証人及び第二連帯保証人については，自己破産者（免責になった者も含む。）や未成年者等，保証能力のない人はなれません。

令和５年３月卒業生は，令和５年3月31日と記入。退学・辞退等の場合は，別途送付する記入例を参考にしてください。

原則として父母です。父母（親権者）がいない又は自己破産者（免責になった者も含む。）及び再生債務者の場合は，兄姉等これに代わる成年者を記入
（必ず連絡がとれる人）

実印を押印

実印を押印
本人及び第一連帯保証人とは別生計（別居独立している者）の成年者であること。
（父母どちらかの単身赴任や不仲による別居の場合は，別生計ではありません。）

奨学生が未成年者の場合のみ記入

第５号様式

借　用　証　書

租税特別措置法第91条の３第２項の規定により，収入印紙の貼付不要

一金		6	4	8	0	0	0 円

1　貴財団貸与奨学生として，上記金額を借用いたしました。ついては貴財団奨学金貸与規程を守り，別記奨学金返還明細書のとおり，滞りなく返還いたします。
2　万一奨学金の返還を怠った場合には，延滞金を課せられたり，奨学金返還明細書に記載した返還期限の到来前において，貴財団の指定した日までに，返還未済額の全部を一括返還することを請求されたり，強制執行の手続をとられたりしても異議ありません。また，滞納に関する情報が出身学校長に提供され，学校から支払を督促されても異議はありません。
3　貴財団が奨学金の返還業務等のために必要がある場合は，住所，所在，住居，勤務先，資産，収入等について，官公庁，金融機関等の関係する団体，法人等又は関係する個人に対し調査等を行い，当該調査等の依頼を受けた者が当該調査等に回答することに同意します。

令和　5　年　3　月　31　日

本　人（自　署）　現住所　鹿児島県○○○市○○1丁目230-4　育英コーポ301号室
氏　名　育英　太郎　育英太郎

第一連帯保証人（自　署）　現住所　鹿児島県○○○市○○1丁目230-4　育英コーポ301号室
氏　名　育英　一郎　育英一郎

第二連帯保証人（自　署）　現住所　鹿児島県○○○市○○1丁目555-5
氏　名　財団　二郎　財団二郎

各自の印鑑

実印

（以下は未成年者のみ記入のこと）

親権者（父又は母）（自　署）　現住所　鹿児島県○○○市○○1丁目230-4　育英コーポ301号室
氏　名　育英　一郎　育英一郎

連帯保証人と親権者が同じ場合同一印を押印すること

後見人（親権者がいない場合）（自　署）　現住所
氏　名　㊞

公益財団法人鹿児島県育英財団理事長　殿

⑴　本人，第一連帯保証人，第二連帯保証人，親権者及び後見人は，必ず各自が署名し，各自の印鑑を押印すること。
　また，第一連帯保証人及び第二連帯保証人の印鑑は実印とし，いずれも印鑑登録証明書を添付すること。
⑵　第一連帯保証人は，原則として保護者（親権者）とする。いない場合は，兄姉又はこれにかわる者
　第一連帯保証人及び第二連帯保証人は，保証能力のある成年者とし，第二連帯保証人は，本人及び第一連帯保証人とは別生計の者とすること。自己破産者（免責になった者も含む。）及び再生債務者は不可
⑶　後見人は，裁判所の手続によって定められた（手続予定も含む），父母に代わって親権を行う人です。

学校担当者 検　印	学校担当
財　団 検収者印	

親権者がいない場合のみ記入

借用証書「本人控え」

※　学校に提出する前に，「借用証書」をコピーし貼付，又は記載内容を転記してください。

第５号様式

借　用　証　書

租税特別措置法第91条の３第２項の規定により，収入印紙の貼付不要

一金							円

１　貴財団貸与奨学生として，上記金額を借用いたしました。ついては貴財団奨学金貸与規程を守り，別記奨学金返還明細書のとおり，滞りなく返還いたします。

２　万一奨学金の返還を怠った場合には，延滞金を課せられたり，奨学金返還明細書に記載した返還期限の到来前において，貴財団の指定した日までに，返還未済額の全部を一括返還することを請求されたり，強制執行の手続をとられたりしても異議ありません。また，滞納に関する情報が出身学校長に提供され，学校から支払を督促されても異議はありません。

３　貴財団が奨学金の返還業務等のために必要がある場合は，住所，所在，住居，勤務先，資産，収入等について，官公庁，金融機関等の関係する団体，法人等又は関係する個人に対し調査等を行い，当該調査等の依頼を受けた者が当該調査等に回答することに同意します。

年　　月　　日

本　人（自　署）　現住所 ＿＿＿

奨学金返還明細書記入例

本人，第一連帯保証人及び第二連帯保証人は必ず各自が署名してください。
また，住所は，番地・マンション名・部屋番号まで正確に記入し，本籍地，電話番号も記入漏れがないよう正確に記入してください。
勤務先名（進学先），勤務先（進学先）住所及び勤務先（進学先）電話番号も必ず記入してください。

月賦での最低返還月額です。
記載の金額より増額して返還を希望する場合は，財団へ連絡してください。

注　意

返還開始通知等の重要書類を送付するので，郵便物が確実に届く住所を正確に記入すること。

- 卒業後の住所が決まっていない人は，父母又はこれに代わる人の住所及び電話番号を記入すること。
- 卒業後の勤務先（進学先）が決まっていない人は,「未定」と記入すること。
- **住所や勤務先が決まったら「転居・改氏名・転籍・勤務先変更届」を提出すること。**

第二連帯保証人は，本人及び第一連帯保証人とは**別居独立**している**別生計**の成年者であること。

奨学金返還明細書

学校番号	111111	学校名	育英高校
フリガナ	イクエイタロウ	奨学生番号	1234567
氏名	育英　太郎	生年月日	平成18年11月23日生
貸与終了年月	令和７年３月	貸与終了理由	卒業
返還総額	一金　648,000　円也	返還方法	月賦返還額 5,000　時期 毎月25日
月賦返還回数	130　回		最終月賦返還額 3,000

本人（自署）	本籍	鹿児島県○○○市○○町4000		
	卒業後の住所	〒(000-0000) 鹿児島県○○○市○○1丁目230-4 育英コーポ301号室	電話	(固定) 099-222-XXXX (携帯) 080-1111-XXXX
	卒業後の勤務先（進学先）名	丸丸商事株式会社	電話	099-999-XXXX
	卒業後の勤務先（進学先）住所	〒(000-0000) 鹿児島県○○○市○○1丁目11-11		
第一連帯保証人（自署）	氏名	フリガナ イクエイイチロウ 育英　一郎	本籍	鹿児島県○○○市○○町4000
	続柄	父	現住所	〒(000-0000) 鹿児島県○○○市○○1丁目230-4 育英コーポ301号室
	生年月日	大 昭 平　48年　1月　10日	電話	(固定) 099-222-XXXX (携帯) 090-3333-XXXX
	職業	会社員	勤務先住所	〒(000-0000) 鹿児島県○○市○○7777-7
	勤務先名	角角産業株式会社	電話	0995-55-XXXX
第二連帯保証人（自署）	氏名	フリガナ ザイダンノニロウ 財団　二郎	本籍	鹿児島県○○○市○○町1234
	続柄	伯父	現住所	〒(000-0000) 鹿児島県○○○市○○1丁目555-5
	生年月日	大 昭 平　41年　9月　25日	電話	(固定) 099-777-XXXX (携帯) 090-6666-XXXX
	職業	自営業	勤務先住所	〒(000-0000) 鹿児島県○○○市○○1丁目555-5
	勤務先名	財団商店	電話	099-777-XXXX
備考				

＊　この借用証書の提出後に，記載した事項や，財団へ届け出た事項に異動・変更が生じた場合は，必ず財団へ届け出てください。
＊　記入していただいた情報は，奨学金以外の目的には利用されません。

記載事項に異動・変更が生じた場合は，財団へ必ず届け出ること！

奨学金返還明細書「本人控え」

※　学校に提出する前に，「奨学金返還明細書」のコピー貼付，又は記載内容を転記してください。

※　上級学校等に進学するなど，返還が困難な場合は，返還期限を先送りする返還期限猶予の制度を利用してください。（申請が必要です。）

※　P12～14をよく読んで，次のメモを記入してください。返還終了予定年月は，この明細書の月賦返還回数を参考にしてください。

【 メ モ 】私の返還開始・終了年月（予定）

返還期限猶予申請をしない場合	年　　月 開始	年　　月 終了
返還期限猶予申請が承認された場合	年　　月 開始	年　　月 終了

◎　月賦返還額増額，残額の一部又は全額の繰上返還（返還期間短縮）を希望する場合は，財団に連絡してください。

奨　学　金　返　還　明　細　書

学校番号		学校名	
フリガナ		奨学生番号	
氏名		生年月日	年　月　日生
貸与終了年月	年　月	貸与終了理由	
返還総額	一金　　円也	返還方法	月賦返還額 ／ 最終月賦返還額 ／ 時期 毎月25日
月賦返還回数	回		

本人（自署）	本籍			
	卒業後の住所	〒（　－　）	電話	（固定）（携帯）
	卒業後の勤務先（進学先）名		電話	
	卒業後の勤務先（進学先）住所	〒（　－　）		

第一連帯保証人（自署）	氏名	（フリガナ）	本籍			
	続柄		現住所	〒（　－　）		
	生年月日	大昭平　年　月　日			電話	（固定）（携帯）
	職業		勤務先住所	〒（　－　）		
	勤務先名				電話	
第二連帯保証人（自署）	氏名	（フリガナ）	本籍			
	続柄		現住所	〒（　－　）		
	生年月日	大昭平　年　月　日			電話	（固定）（携帯）
	職業		勤務先住所	〒（　－　）		
	勤務先名				電話	
備考						

記載事項に異動・変更があった場合は，所定の変更届様式にて，財団へ届け出ること。また，この控えを修正し，下の変更届記録欄にメモしておくこと。

＊　この借用証書の提出後に，記載した事項や，財団へ届け出た事項に異動・変更が生じた場合は，必ず財団へ届け出てください。

＊　記入していただいた情報は，奨学金以外の目的には利用されません。

【変更届記録欄】

月　日						
変更内容						

【令和元年度（平成31年度）以降に奨学生として採用された者の流れ】

「誓約書・奨学金借用証書」(P10)等を育英財団へ提出後，採用決定・貸与開始

↓

貸　与　終　了
（卒業・退学・辞退等）

↓

育英財団から交付される「奨学金返還明細書」(P9)の内容を確認

↓

口座振替（月賦払）の手続

「鹿児島県育英財団奨学金返還金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」（４枚複写）を鹿児島銀行，南日本銀行又はゆうちょ銀行のうち<u>希望する金融機関窓口へ提出</u>し，【奨学生控】と【学校控】を受領

↓

「奨学金返還明細書確認証」(P11)
及び「口座振替依頼書」【学校控】を学校へ提出

卒業予定者は，卒業前に手続を行うこと。

↓

返還期限猶予希望者
<u>P14</u>

↓

奨学金返還期限猶予申請書提出
<u>P18～21</u>

↓

返還期限猶予決定

↓

猶　予　事　由　終　了

↓

返還開始通知を受領（返還開始約２か月前）

↓

残高確認

返還開始

返還者が指定した口座から**毎月25日（土，日，祝日の場合は翌営業日）に振替**
<u>P12</u>

→ ⚠ 滞納が発生した場合
※延滞利息が発生

本人，第一連帯保証人，第二連帯保証人に対して
返還の督促・催告
↓
法的措置

↓

返　還　完　了

【令和元年度（平成31年度）以降に奨学生として採用された者の手続】

Ⅱ　奨学金返還明細書の確認について

奨学金の貸与が終了するときに**「奨学金返還明細書」（下図参照）**が交付されます。借用金額や貸借関係及び今後の返還方法を確認するための**大切な書類**ですので，間違いがないか，内容をよく確認し，連帯保証人にもお渡しください。確認後，**「奨学金返還明細書確認証」（Ｐ11参照）**を学校から指定された期日までに必ず提出してください。

なお，「奨学金返還明細書」は返還が完了するまで大切に保管してください。

【奨学金返還明細書交付例】

貸与を受けた金額です。卒業予定者は，既に貸与した金額と３月分までの貸与予定額を合計した金額となっています。
貸与中に月額の変更等異動があった場合も，全て反映されています。

奨学金返還明細書

公益財団法人鹿児島県育英財団の奨学金の貸与終了後は，当財団の奨学金貸与規程を遵守し，奨学金の返還義務を誠実に履行することを誓約いただいております。以下の内容について確認するとともに，連帯保証人にも本明細書をお渡しください。
なお，記載内容に変更がある場合は，「返還のてびき」の各様式により速やかに手続きを行ってください。

令和〇〇年〇〇月〇〇日　　公益財団法人　鹿児島県育英財団理事長

借用金額	￥648，000

奨学生本人	奨学生番号	1234567	学校名	111111 育英高校
	住所	〒000－0000 鹿児島県〇〇〇市〇〇1丁目230－4　育英コーポ301号室		
	電話	番号1　080-1111-XXXX 番号2　099-222-XXXX		
	フリガナ 氏名	ｲｸｴｲ　ﾀﾛｳ 育英　太郎　　平成18年11月23日生		

貸与状況	貸与期間	送金月数	月額	貸与額計
	令和4年　4月　～　令和7年　3月	36月	18,000円	648,000円
	年　月　～　年　月	月		
	年　月　～　年　月	月		
	年　月　～　年　月	月		

返還条件（目安）	月賦返還	返還期日	返還回数	月賦返還額	最終月賦返還額
		毎月25日	130	5,000円	3,000円

第一連帯保証人	住所	〒000－0000 鹿児島県〇〇〇市〇〇1丁目230－4　育英コーポ301号室
	電話	番号1　090-3333-XXXX 番号2　099-222-XXXX
	フリガナ 氏名	ｲｸｴｲ　ｲﾁﾛｳ　　続柄：父 育英　一郎　　昭和48年1月10日生
	勤務先	角角産業株式会社 鹿児島県〇〇市〇〇7777－7　電話番号　0995-55-XXXX
第二連帯保証人	住所	〒000－0000 鹿児島県〇〇〇市〇〇1丁目555－5
	電話	番号1　090-6666-XXXX 番号2　099-777-XXXX
	フリガナ 氏名	ｻﾞｲﾀﾞﾝ　ﾊﾅｺ　　続柄：伯母 財団　花子　　昭和44年9月25日生
	勤務先	財団商店 鹿児島県〇〇〇市〇〇1丁目555－5　電話番号　099-777-XXXX

※　ご登録いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は，奨学金以外の目的には利用されません。

借用した奨学金の明細です。
貸与期間中に送金を休止していた期間等がある場合，当該期間は送金月数に計上されていません。

月賦での最低返還月額です。
記載の金額より増額して返還を希望する場合は，財団へ連絡してください。

奨学生本人や第一・第二連帯保証人の情報については，貸与開始前に提出された「誓約書・奨学金借用証書」（Ｐ10参照）の記載内容を基に印字しています。

【誓約書・奨学金借用証書(参考)】

奨学金の貸与開始前に提出済のため，提出は不要です。

提出時点の借用予定金額と借用確定金額は異なる場合があり，その場合は，育英財団が借用確定金額を記入します。

（通学区分を変更した場合，貸与休止の期間があった場合，卒業前に奨学金を辞退した場合　等）

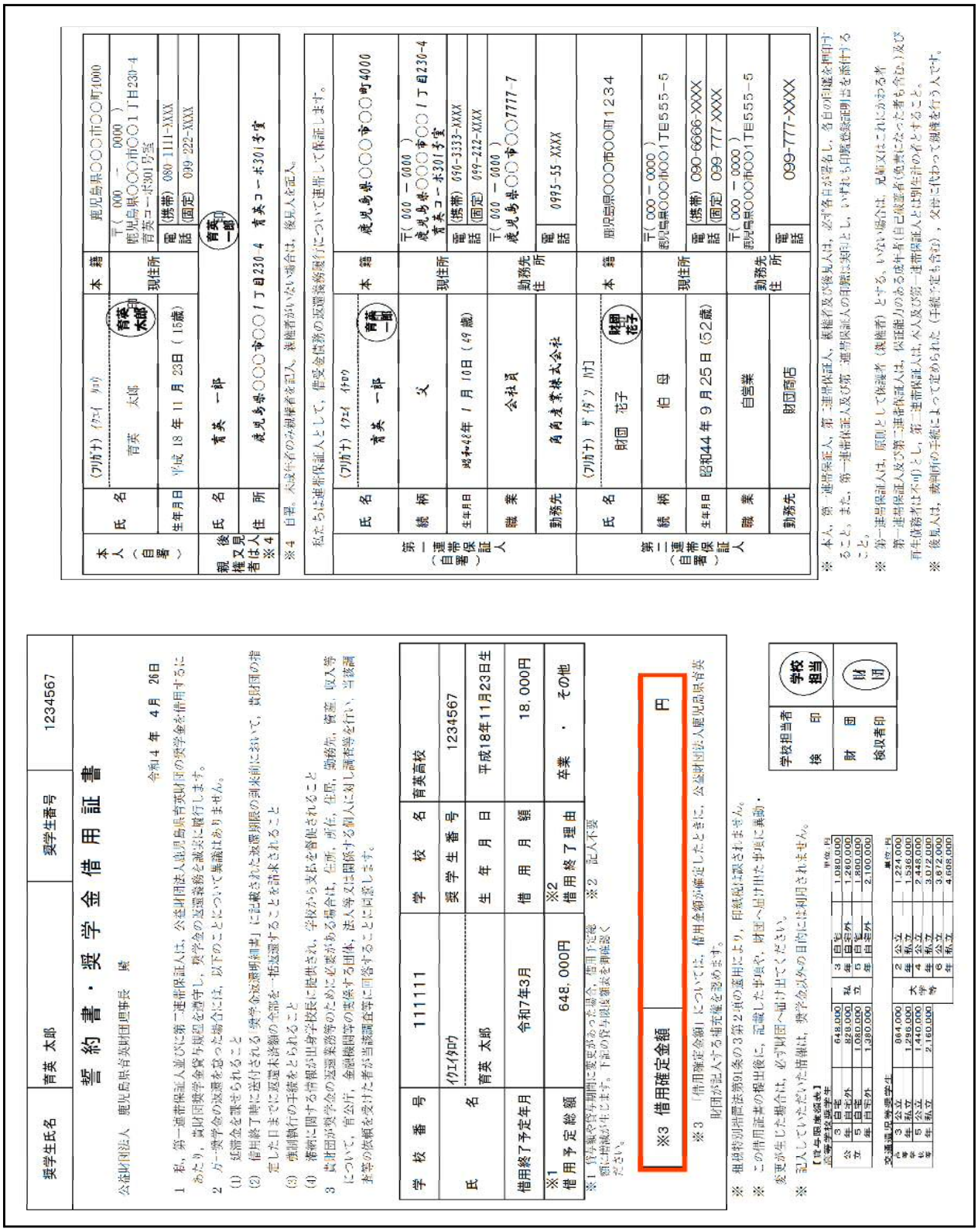

奨学生氏名　育英 太郎　奨学生番号　1234567

誓約書・奨学金借用証書

公益財団法人　鹿児島県育英財団理事長　殿

令和4年　4月　26日

1　私，第一連帯保証人並びに第二連帯保証人は，公益財団法人鹿児島県育英財団の奨学金を借用するにあたり，貴財団奨学金貸与規程を遵守し，奨学金の返還義務を誠実に履行します。

2　万一奨学金の返還を怠った場合には，以下のことについて異議はありません。

(1)　延滞金を課せられること

(2)　借用終了時に送付される「奨学金返還明細書」に記載された返還期限の到来前において，貴財団の指定した日までに返還未済額の全部を一括返還することを請求されること

(3)　強制執行の手続をとられること

(4)　滞納に関する情報が出身学校長に提供され，学校から支払を督促されること

3　貴財団が奨学金の返還業務等のために必要がある場合は，住所，所在，住居，勤務先，資産，収入等について，官公庁，金融機関等の実係する団体，法人等又は関係する個人に対し調査等を行い，当該調査等の依頼を受けた者が当該調査等に回答することに同意します。

学校番号	111111	学校名	育英高校
氏名	イクエイタロウ 育英 太郎	奨学生番号	1234567
		生年月日	平成18年11月23日生
借用終了予定年月	令和7年3月	借用月額	18,000円
※1 借用予定総額	648,000円	※2 借用終了理由	卒業　・　その他

※1 貸与額や貸与期間に変更があった場合，借用予定総額に神経が生じます。下記の貸与限度額表を御確認ください。

※2　記入不要

※3 借用確定金額　円

※3　「借用確定金額」については，借用金額が確定したときに，公益財団法人鹿児島県育英財団が記入する補充確を認めます。

※　租税特別措置法第91条の3第2項の適用により，印紙税は課されません。

※　この借用証書の提出後に，記載した事項や，財団へ届け出た事項に異動・変更が生じた場合は，必ず財団へ届け出てください。

※　記入していただいた情報は，奨学金以外の目的には利用されません。

【貸与限度額表】

高等学校奨学生

							単位 円	
公立	3年	自宅	648,000	私立	3年	自宅	1,080,000	
	4年	自宅外	864,000		4年	自宅外	1,440,000	
	5年	自宅	1,080,000		5年	自宅	1,800,000	
	6年	自宅外	1,296,000		6年	自宅外	2,160,000	

交通遠隔地奨学生

							単位 円	
公立	3年	私立	864,000	私立	2年	公立	1,224,000	
	4年	私立	1,296,000		3年	私立	1,836,000	
	5年	公立	1,440,000		4年	公立	2,448,000	
	6年	私立	2,160,000		5年	公立	3,072,000	
					6年	私立	3,672,000	
							4,608,000	

学校担当者検印　学校担当

財団検収者印　財団

本人（自署）	氏名	育英 太郎	生年月日	平成 18 年 11 月 23日（15歳）	本籍	鹿児島県○○市○○町4000	現住所	〒（000 － 0000）鹿児島県○○市○○1丁目230-4 育英コーポ301号室	電話	（携帯）080 1111-XXXX（固定）099 222-XXXX
親権者又は後見人※4	氏名	育英 一郎	住所	鹿児島県○○○市○○1丁目230-4 育英コーポ301号室						

※4　自署。未成年者のみ親権者を記入。親権者がいない場合は，後見人を記入。

私たちは連帯保証人として，借受金債務の返還義務履行について連帯して保証します。

第一連帯保証人（自署）	氏名	育英 一郎	本籍	鹿児島県○○○市○○町4000					
	続柄	父	現住所	〒（000 － 0000）鹿児島県○○○市○○1丁目230-4 育英コーポ301号室					
	生年月日	昭和48年 1月 10日（49歳）	電話	（携帯）090-3333-XXXX	（固定）099-222-XXXX				
	職業	会社員	勤務先住所	〒（000 － 0000）鹿児島県○○市○○7777-7					
	勤務先	有限会社育英株式会社	電話	0995-55 XXXX					
第二連帯保証人（自署）	氏名	財団 花子	本籍	鹿児島県○○市○○町1234					
	続柄	伯母	現住所	〒（000 － 0000）鹿児島県○○○市○○1丁目555-5					
	生年月日	昭和44年 9月 25日（52歳）	電話	（携帯）090-6666-XXXX	（固定）099-777-XXXX				
	職業	自営業	勤務先住所	〒（000 － 0000）鹿児島県○○○市○○1丁目555-5					
	勤務先	財団商店	電話	099-777-XXXX					

※　本人，第一連帯保証人，第二連帯保証人，親権者及び後見人は，必ず各自が署名し，各自の印鑑を押印すること。また，第一連帯保証人及び第二連帯保証人の印鑑に実印とし，いずれも印鑑証明書を添付すること。

※　第一連帯保証人は，原則として保護者（親権者）とする。いない場合は，兄弟又はこれにかわる者

第一連帯保証人及び第二連帯保証人は，保証能力のある成年者（自己破産者（免責になった者も含む）及び再年債務者は不可）とし，第二連帯保証人は，本人及び第一連帯保証人とは別生計の者とすること。

※　後見人は，裁判所の手続によって定められた（手続予定も含む），父母に代わって親権を行う人です。

【奨学金返還明細書確認証（記入例）】

「奨学金返還明細書」（Ｐ９）の記載内容に間違いがないか，よく確認し，連帯保証人にも了承を得たうえで，下記記入例を参考に「奨学金返還明細書確認証」を作成し，学校から指定された期日までに必ず提出してください。

提出する年月日を記入。

奨学金返還明細書確認証

公益財団法人　鹿児島県育英財団理事長　殿

令和△△年△△月△△日

「奨学金返還明細書」に記載の内容を確認し，連帯保証人にも了承を得たうえで，下記事項について，お届けします。

奨学生本人（自署）	奨学生番号	１２３４５６７	学校名　育英高校
	フリガナ		イクエイ　タロウ
	氏名	育英　太郎	
	生年月日	平成18年　11月　23日	
	卒業後の住所	〒　000　－　0000 鹿児島県○○○市○○１丁目２３０－４ 育英コーポ３０１号室	
	電話	携帯	０８０－１１１－ＸＸＸＸ
		自宅	０９９－２２２－ＸＸＸＸ
	卒業後の勤務先（進学先）名	丸丸商事株式会社	
	卒業後の勤務先（進学先）住所	〒　000　－　0000 鹿児島県○○○市○○１丁目１１－１１	
	卒業後の勤務先（進学先）電話番号	０９９－９９９－ＸＸＸＸ	

第一・第二連帯保証人の情報に変更がありますか。 ※　該当するものに○をしてください。「変更あり」に○をした場合は，下表に変更後の情報を含む全ての情報を記入してください。		第一連帯保証人変更あり（○）／第二連帯保証人変更あり／いずれも変更なし	
第一連帯保証人	フリガナ	イクエイ　イチロウ	続柄　父
	氏名	育英　一郎	
	生年月日	昭和48年　1月　10　日	
	住所	〒　000　－　0000 鹿児島県○○○市○○１丁目２３０－４ 育英コーポ３０１号室	
	電話	携帯	090-3333-XXXX
		自宅	099-222-XXXX
	勤務先	株式会社　奨学工業	
	勤務先住所	〒　000　－　0000 鹿児島県○○○市○○町５６７８	
	勤務先電話番号	０９９－４４４－ＸＸＸＸ	
第二連帯保証人	フリガナ		続柄
	氏名		
	生年月日	年　月　日	
	住所	〒　－	
	電話	携帯 自宅	
	勤務先		
	勤務先住所	〒　－	
	勤務先電話番号		

（注１）本確認証は，「奨学金返還明細書」に記載の内容を確認していただき，内容の変更の有無に関わらず，提出が必要です。令和○年○月○日までに提出してください。

（注２）「奨学金返還明細書」に記載の内容を変更する場合は，以下により手続を行ってください。

①　奨学生本人，第一・第二連帯保証人の氏名・住所・電話番号・勤務先等の情報を変更する場合は，本確認証の提出のみで可。

②　連帯保証人を変更する場合は，本確認証に加えて，「返還のてびき」に掲載の「連帯保証人変更届」及び新たな連帯保証人の「印鑑登録証明書」を提出。

（注３）本確認証を提出後，奨学金の返還中に届け出事項の変更が生じた場合は，以下により手続を行ってください。

①　奨学生本人，第一・第二連帯保証人の氏名・住所・電話番号・勤務先等の情報を変更する場合は，「返還のてびき」に掲載の「転居・改氏名・転籍・勤務先変更届」を提出。

②　連帯保証人を変更する場合は，「連帯保証人変更届」及び新たな連帯保証人の「印鑑登録証明書」を提出。

返還開始通知等の重要書類を送付するので，郵便物が確実に届く住所を正確に記入すること。（番地・マンション名・部屋番号まで）

- 卒業後の住所が決まっていない場合は，父母又はこれに代わる人の住所及び電話番号を記入すること。
- 卒業後の勤務先（進学先）が決まっていない場合は，「未定」と記入すること。
- 住所や勤務先が決まったら，「転居・改氏名・転籍・勤務先変更届」を提出すること。

【全奨学生共通】

Ⅲ　奨学金の返還について

1　奨学金返還の方法

奨学金の返還は，原則，口座振替（引落し）による月賦払での返還となります。

⑴　**貸与規程のとおり，卒業した日，奨学金の貸与期間が満了した日又は奨学金の貸与を取り消された日から６か月を経過した後（７か月目）の，毎月25日**に指定の口座から振替をします。

⑵　振替日が金融機関の休業日（土，日，祝日）にあたる場合は，翌営業日に振替をします。

⑶　振替日には確実に振替ができるよう，前日（振替日が月曜日の場合は前週の金曜日）までに，月賦額に手数料（１１円又は３３円）を上乗せした金額を入金しておいてください。

⑷　**口座振替ができなかった場合は，翌月の指定日に２か月分振替をします。その際にも手数料（１１円（又は３３円）×２か月分）が必要となります。**

※　なお，口座振替ができなかった場合に，別途，払込票やＡＴＭ等による直接入金を行っても，⑷による２か月分の振替が行われ，重複入金となる場合がありますので，十分注意してください。
　万一，重複入金してしまった場合，原則，繰上返還（返還期間短縮）扱いとなりますので，あらかじめ御了承ください。

注：　残高不足とならないよう指定日前には必ず残高確認をしてください。

2　月賦返還（口座振替）額

⑴　月賦返還（口座振替）額は，貸与を受けた奨学金の額により定額となります。
「奨学金返還明細書」に記載されていますので，確認してください。

⑵　奨学金返還明細書に記載されている月賦額以上の返還を希望する場合は，財団へ連絡してください。
　なお，月賦額以上の入金については，原則，繰上返還（返還期間短縮）扱いとなります。

【参　　考】

貸与を受けた奨学金の額	月賦額
100,000円以下	1,700円
100,000円を超え200,000円以下	2,500円
200,000円を超え300,000円以下	3,400円
300,000円を超え500,000円以下	4,200円
500,000円を超え700,000円以下	5,000円
700,000円を超え800,000円以下	5,900円
800,000円を超え1,000,000円以下	6,700円

貸与を受けた奨学金の額	月賦額
1,000,000円を超え1,200,000円以下	7,500円
1,200,000円を超え1,400,000円以下	8,400円
1,400,000円を超え1,600,000円以下	9,200円
1,600,000円を超え2,000,000円以下	10,000円
2,000,000円を超え2,600,000円以下	10,900円
2,600,000円を超えるもの	貸与総額の240分の1

3　利用できる金融機関及び手数料

鹿児島銀行本支店，南日本銀行本支店又はゆうちょ銀行本支店のみ利用可能です。

⑴　契約手数料は無料です。**毎月の振替手数料（11円又は33円）は自己（返還者）負担となります。**

⑵　月賦額に振替手数料を加算した額を，毎月指定した口座から振り替えます。

金融機関名	鹿児島銀行	南日本銀行	ゆうちょ銀行
振替手数料（毎月）	１１円	１１円	３３円

4　口座振替手続

⑴　学校から配布される「鹿児島県育英財団奨学金返還金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」により，「３ 利用できる金融機関」のうち**希望する金融機関の本・支店の窓口で手続をします。**（記入例を参考に必要事項を記入し，切り離さずに４枚とも窓口へ提出してください。）

手続の際には，奨学生番号が記入してあるか必ず確認してください。

⑵　当財団から奨学金が振り込まれていた口座を，振替口座として利用することもできます。その場合も「鹿児島県育英財団奨学金返還金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」を記入し，鹿児島銀行の本支店の窓口で手続をする必要があります。

⑶　金融機関での手続が終わりましたら，【奨学生控】と【学校控】を受取り，【学校控】を各学校の奨学金担当者へ提出してください。

⑷　**手続は，各学校の締切日までに済ませてください。**

5　返還残額通知

奨学金の返還期間中，年に１回，返還残額の状況をお知らせする「返還残額通知書」を送付します。

6　返還完了通知

返還が完了した翌月以降に「返還完了通知書」を送付します。

7　返還金納入の督促等

⑴　延滞利息

正当な理由がなく，奨学金を返還すべき期日までにこれを返還しなかったときは，返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ，年3.0%の割合を乗じた延滞利息が加算されます。

⑵　返還の督促・催告　（文書・電話・訪問）

返還金を滞納した場合には，次のような督促や催告を行います。

①　**口座振替不能通知の送付**

残高不足等で口座振替ができなかった場合は，本人へ「口座振替不能について（お知らせ）」を送付します。翌月の指定日に２か月分振替をします。

②　**督促状の送付**

滞納が発生した場合は，本人，第一・第二連帯保証人へ「督促状」を送付します。指定期日までに滞納額及び延滞利息を支払ってください。

③　**電話督促，訪問督促**

滞納者には督促状を送付するほか，財団の職員や出身学校の職員等が，本人，第一・第二連帯保証人の自宅や勤務先への電話又は訪問により，直接督促を行います。

④　**催告状の送付**

督促状の送付後も入金がなかった場合は，本人，第一・第二連帯保証人へ「催告状」を送付します。指定期日までに返還残額及び延滞利息の全部を一括返還してください。

（督促にもかかわらず，入金や連絡がない場合は，分割して返還する権利を失い，全額を一括返還することとなります。）

⑶　滞納者への法的措置（裁判所への支払督促申立，強制執行申立）

督促や催告にもかかわらず返還に応じない場合は，本人，第一・第二連帯保証人に対し，次のような厳しい措置を行います。

なお，これらの手続に要した費用はあなたの負担になります。

①　**支払督促申立**

簡易裁判所への支払督促申立を行い，返還期限が到来していない分を含め返還残額全部を一括返還を請求することになります。

②　**強制執行申立**

上記①の請求にもかかわらず返還がない場合，地方裁判所への強制執行申立を行い，最終的には給与や預貯金等の財産を差し押さえることになります。

Ⅳ　返還期限猶予について

返還開始は，奨学金の貸与終了後，６か月を経過した月（７か月目）からです。

○　返還期限猶予

次の理由で返還が困難になった場合に，**返還期限を先送りするための制度です。**

ア　高等学校，高等専門学校，特別支援学校（高等部），大学，短期大学，専修学校（高等課程又は専門課程），大学院に在学しているとき。
イ　奨学金貸与を辞退した後も在学しているとき。
ウ　奨学金貸与終了後も卒業期が延びた等，引き続き在学しているとき。
エ　各種学校等に在籍しているとき。
オ　傷病等により就労できず返還が困難なとき。
カ　低収入（年収130万円程度以下）等により返還が困難なとき。
キ　未就職のとき。
ク　その他やむを得ない事情がある場合（※事前に財団へ相談してください。）

○　返還期限猶予の申請

返還期限の猶予を希望する場合は，**返還期限の到来する１か月前までに**，「奨学金返還期限猶予申請書」（Ｐ18参照）を，下表記載の証明書等を添付して，財団へ提出してください。手続が遅れると猶予が認められなくなり，返還が始まります。

また，**返還金の滞納がある場合は**，返還期限の猶予は認められません。**滞納解消後，手続を行ってください。**

※添付証明書等一覧

<table>
<tr><th>申請の事由</th><th>添付証明書等</th><th>証明書発行者</th><th>猶予期間</th></tr>
<tr><td>高校・大学等在学</td><td rowspan="2">在学証明書</td><td rowspan="2">在学する学校の長</td><td>在学期間中</td></tr>
<tr><td>通信制課程在学</td><td>１　年　間
（１年ごとに申請）</td></tr>
<tr><td>各種学校在学</td><td>在学証明書</td><td>在学する学校の長</td><td>在学期間中</td></tr>
<tr><td>傷　　病</td><td>医師の診断書等</td><td>医　　師</td><td rowspan="5">１　年　間
（１年ごとに申請）</td></tr>
<tr><td>入学(受験)準備中</td><td rowspan="4">１　その事実を明らかにする証明書
（例：無職無収入証明書）
２　申立書
（Ｐ19参照）
３　調査書
（Ｐ20参照）</td><td>出身学校長</td></tr>
<tr><td>未　就　職</td><td>民生委員</td></tr>
<tr><td>低　収　入</td><td>市区町村長</td></tr>
<tr><td>その他やむを得ない事情</td><td>その事実を証明できる第三者</td></tr>
</table>

注）・　**添付証明書等は，３か月以内に発行されたものでなければなりません。**
・　その他必要に応じて上記以外の証明書等を添付していただく場合があります。
・　低収入とは，給与収入で概ね年収130万円程度以下を指します。給与収入以外の場合は，財団へ相談してください。

大学等への進学以外で猶予の理由が続いている場合は，１年ごとに申請する必要があります。その場合の返還開始は，猶予期間終了月の翌月からとなります。

○　返還期限猶予の承認

返還期限猶予承認後，返還期限猶予承認書を送付します。

Ⅴ　返還免除について

○　返還免除　　※　事前に財団へ相談してください。

本人が死亡又は心身障害のため返還ができなくなった場合に，本人又は連帯保証人からの申請により，奨学金の返還未済額の全部又は一部の返還を免除することができる制度です。

※　**滞納があるなど，返還状況等により免除できない場合や**，内容によっては，**返還期限猶予の申請**をしていただく場合もあります。

Ⅵ　その他の諸届について

貸与規程第14条の規定により，以下の変更が生じた場合には，本人又は連帯保証人が届け出なければなりません。

以下の届出がない場合，財団からの重要な通知が届かなくなり，滞納の原因の一つになりますので，必ず手続を行ってください。

変更の届出がなされず滞納となった場合は，催告状をもって，分割して返還する権利を失い，返還未済額の全額の返還を求めることもあります。

１　転居・改氏名・転籍・勤務先変更届について

住所・氏名・電話番号・本籍地・勤務先に変更があった場合は，「転居・改氏名・転籍・勤務先変更届」を提出してください。（様式はＰ16参照）　※ＦＡＸ可

２　連帯保証人変更届について

連帯保証人死亡など，連帯保証人を変更すべき事由が生じた場合は，「連帯保証人変更届」を新連帯保証人の印鑑登録証明書を添付の上，提出してください。（様式はＰ17参照）

３　その他

諸手続等で不明な点がありましたら，財団へ連絡してください。

【届出等に必要な用紙は，コピー又は財団のホームページからダウンロードしてください。】

転居・改氏名・転籍・勤務先変更届

年　　月　　日

公益財団法人鹿児島県育英財団理事長　殿

以下のとおり（　転居　・　改氏名　・　転籍　・　勤務先変更　）したのでお届けします。
※　該当するものを〇で囲んでください。

届出者氏名（自署）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

奨学生番号	第　　号	**奨学生氏名**	
（本人・第一連帯保証人・第二連帯保証人）　※今回変更する人を〇で囲んでください。			
フリガナ			
氏　　名 （改氏名は変更前）			
変更内容			
転居	フリガナ		
	新住所	〒	
	電話番号	（　　）　－	携帯電話　（　　）　－
改氏名	フリガナ		
	新氏名		
転籍	新本籍地	筆頭者氏名	
勤務先	勤務先名		
	勤務先住所	〒	
	電話番号	（　　）　－	
異動年月日		年　　月　　日	

通信欄

1　住所変更，氏名の変更，本籍地の変更，勤務先の変更等があった場合は，必ず届け出てください。
2　記入していただいた情報は，奨学金以外の目的には利用されません。

【届出等に必要な用紙は，コピー又は財団のホームページからダウンロードしてください。】

連帯保証人変更届

年　　月　　日

公益財団法人鹿児島県育英財団理事長　殿

以下のとおり変更しましたので，お届けします。
また，貴財団が奨学金の返還業務等のために必要がある場合は，住所，所在，住居，勤務先，資産，収入等について，官公庁，金融機関等の関係する団体，法人等又は関係する個人に対し調査等を行い，当該調査等の依頼を受けた者が当該調査等に回答することに同意します。

本人（自署）	奨学生番号	第　　号	出身学校名	
	住　所	〒（　　－　　）		
	電話番号	（　　）　　－	携帯電話	（　　）　　－
	氏　名	㊞		
	勤務先名		職　業	
新連帯保証人（自署）	（第一連帯保証人・第二連帯保証人）　※今回変更する人を〇で囲んでください。			
	本　籍	筆頭者		
	住　所	〒（　　－　　）		
	電話番号	（　　）　　－	携帯電話	（　　）　　－
	フリガナ			
	氏　名	実印		
	生年月日	大正・昭和・平成　　年　　月　　日	本人との続柄	
	勤務先名		職　業	
	勤務先住所	〒（　　－　　）		
	電話番号	（　　）　　－		

旧連帯保証人氏名（　　）

旧連帯保証人住所［〒　　－　　］

変更の事由（　　）

※　旧連帯保証人氏名，住所及び変更の事由は，旧連帯保証人本人が自署すること。
　　ただし，死亡の場合等は，奨学生本人が自署すること。

※　署名は必ず各自で行い，それぞれ異なる印鑑を押印すること。
　　また，第一・第二連帯保証人の印鑑は実印とし，新たな連帯保証人の印鑑登録証明書を添付すること。
※　第一連帯保証人は，原則として保護者（親権者）とする。いない場合は，兄姉又はこれにかわる者。
　　第一連帯保証人及び第二連帯保証人は，保証能力のある成年者とし，第二連帯保証人は，本人及び第一連帯保証人とは別生計の者とすること。自己破産者（免責になった者も含む。）及び再生債務者は不可。
※　ご記入いただいた情報は，奨学金以外の目的には利用されません。

【届出等に必要な用紙は，コピー又は財団のホームページからダウンロードしてください。】

奨学金返還期限猶予申請書

年　　月　　日

公益財団法人鹿児島県育英財団理事長　殿

私は，以下の理由により，奨学金返還期限を猶予してくださるよう別紙証明書等を添えて，申請します。
なお，猶予期間終了後は，規定により返還を開始します。

本人（自署）	奨学生番号	第　　号	出身学校名	
	住　所	〒　　－		
	電話番号	（　　）　　－	携帯電話番号	（　　）　　－
	氏　名			
連帯保証人（自署）	住　所	〒　　－		
	電話番号	（　　）　　－	携帯電話番号	（　　）　　－
	氏　名			

1　猶予申請期間　　年　　月　　日　から
　　年　　月　　日　まで

2　理　　由

3　添付した証明書等名

添付証明書等
- 大学等在学中の場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 在学証明書
- 各種学校等在学中の場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 在学証明書
- 病気療養等により就労困難の場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 医師の診断書
- 入学準備中の場合や無職の場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 無職無収入証明書等
- 県内居住，就業中の３年間（大学等入学時奨学金地方創生枠）・・・・・就業証明書等

※　記入していただいた情報は，奨学金以外の目的には利用されません。

【届出等に必要な用紙は，コピー又は財団のホームページからダウンロードしてください。】

申　　立　　書

年　　月　　日

公益財団法人鹿児島県育英財団理事長　殿

本人（自署）	奨学生番号	第　　号	出身学校名	
	住　　所	〒		
	電話番号	（　　）　　－	携帯電話	（　　）　　－
	氏　　名			
連帯保証人（自署）	住　　所	〒		
	電話番号	（　　）　　－	携帯電話	（　　）　　－
	氏　　名			

私は，現在（無職無収入・低所得）であることを申し立てます。
※該当するものを〇で囲んでください。

※　記入していただいた情報は，奨学金以外の目的には利用されません。

【届出等に必要な用紙は，コピー又は財団のホームページからダウンロードしてください。】

調　　査　　書

申 請 者	［奨学生番号］　　［氏名］

これまでの返還状況

今回返還期限猶予申請するに至った理由

今後の返還についての見込み

その他特記事項

公益財団法人鹿児島県育英財団

※　記入していただいた情報は，奨学金以外の目的には利用されません。

記入例

調　　査　　書

申 請 者	［奨学生番号］ 9988776　　［氏名］　育 英 華 子

これまでの返還状況

××ストアに勤務しており，毎月の給与でなんとか返還していた。

今回返還期限猶予申請するに至った理由

体調を崩したため，令和〇年〇月〇日付けで退職した。夫も，不況のためリストラにあい，勤務先を退職したため収入がなくなった。貯金を崩しながら，３人の子どもと高齢の義母を抱えての生活はぎりぎりの状態である。

今後の返還についての見込み

来年の△月までにはなんとか再就職したいと思い，体調を整えながら職を探している。

返還期限猶予が終了した後は，規定に従って必ず返還します。

その他特記事項

公益財団法人鹿児島県育英財団

M E M O

※　質問や疑問などがありましたら，お気軽に下記までお問い合わせください。

〒890-8577
鹿児島市鴨池新町10番1号（県庁17階）
公益財団法人鹿児島県育英財団

電話　099-286-5244（直通）
FAX　099-286-5229

ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞURL：http://www.kagoshima-ikuei.jp 鹿児島県育英財団 検索

※口座振替日や各種手続等，返還に関する情報も掲載しています。